住所　東京都足立区花畑２丁目６番18号
　朱亭　昭和53年８月14日生
住所　千葉県市川市曽谷１丁目22番15号
　彭惠芳　昭和54年３月14日生
住所　福岡市中央区平尾１丁目３番31―1113号
　陳宇澄　昭和45年12月26日生
住所　福岡市中央区平尾１丁目３番31―1212号
　陳暁美　昭和48年５月21日生
住所　千葉県船橋市金杉７丁目47番10号
　司平　昭和51年12月29日生
住所　埼玉県志木市本町５丁目６番10号
　馬萍　昭和44年２月17日生
住所　埼玉県深谷市瀬山138番地
　ロジャー・ヒリック・ポンセ・ヤギ　昭和44年２月３日生
　アミーダ・ルース・ナカホド・ナカオド　昭和47年11月３日生
　ジョアナ・ヒイミ・ポンセ・ナカホド　平成12年10月３日生
　トマス・ユウキ・ポンセ・ナカホド　平成18年６月２日生
住所　さいたま市大宮区櫛引町１丁目246番地５
　呂暁娜　平成２年10月27日生
住所　埼玉県狭山市大字南入曽675番地１
　全草香　昭和55年10月24日生
住所　東京都目黒区平町１丁目17番１号
　盧茂鉉　昭和48年11月７日生
住所　東京都足立区柳原２丁目31番８号
　レオノラ・ヴィリアヌヒバ・タケナカ　昭和44年１月11日生
住所　東京都墨田区本所１丁目16番３号
　秦紅侠　昭和43年６月５日生
住所　千葉県市川市日之出10番１―212号
　姜美惠　昭和44年11月30日生
住所　愛知県一宮市末広２丁目15番10号
　鄭東日　昭和22年11月７日生
　李双連　昭和29年11月４日生
　鄭貴幸　昭和53年12月11日生
住所　愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入44番地１
　李鐘悦　昭和48年２月９日生
住所　名古屋市守山区高島町318番地
　**權**浩一　昭和51年７月24日生
住所　名古屋市中村区宿跡町１丁目25番地１
　鄭昭信　昭和20年５月19日生
　文梅子　昭和26年２月５日生
　鄭志穂子　昭和49年11月28日生
　鄭真智子　昭和52年６月25日生
　鄭マユ子　昭和59年５月12日生
住所　東京都墨田区墨田２丁目32番12―105号
　鄭剛史　昭和61年２月１日生
住所　名古屋市港区港明１丁目10番34号
　徐真也　昭和56年９月21日生
住所　大阪府東大阪市寿町１丁目１番16号
　高裕延　昭和63年７月31日生
住所　愛知県岩倉市新柳町１丁目35番地３
　金洋子　昭和57年３月10日生
住所　大阪市城東区東中浜２丁目10番20号
　金房子　昭和58年６月20日生
住所　大阪府東大阪市高井田本通１丁目５番29号
　兪淳司　昭和57年６月19日生
住所　大阪府柏原市玉手町24番５―506号
　李正一　昭和40年５月15日生
　李眞子　平成３年12月29日生
　李大樹　平成７年４月12日生
住所　大阪府交野市幾野６丁目８番２号
　河春子　昭和13年４月29日生
住所　大阪府東大阪市長堂３丁目19番14号
　李千代美　昭和37年８月12日生
　李幸弘　昭和62年４月27日生
住所　大阪市浪速区幸町３丁目６番16号
　皮**博**美　昭和31年12月５日生
　金誠賢　昭和50年２月17日生
住所　大阪府東大阪市衣摺３丁目５番34号
　金正雄　昭和16年３月５日生
　姜順子　昭和18年10月15日生
　金香余　昭和50年10月６日生
住所　大阪府東大阪市吉松２丁目10番２号
　金正惠　昭和43年１月10日生
　姜愛子　平成５年４月18日生
住所　大阪府東大阪市源氏ケ丘21番18号
　金倫好　昭和41年９月９日生
　金仁　平成６年５月21日生
　金右　平成９年８月７日生
住所　大阪府東大阪市大蓮南４丁目２番13号
　金東勇　昭和17年３月20日生
　方公惠　昭和19年５月28日生
住所　大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―301号
　金麻子　昭和44年10月19日生
住所　広島市中区十日市町２丁目５番24―502号
　李良　昭和58年６月14日生
住所　埼玉県所沢市並木８丁目１番地５
　申照惠　昭和42年12月８日生

## ○厚生労働省告示第二十三号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年一月二十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

| 品種又は品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| とうもろこし | チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ162系統 | シンジェンタシーズ株式会社 |
| わた | 除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統 | バイエルクロップサイエンス株式会社 |

## ○農林水産省告示第百八十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成二十二年一月二十一日　　農林水産大臣　赤松　広隆

一　防除を行う区域　別表に掲げる地域（以下「防除区域」という。）
二　防除を行う期間　平成二十二年二月二十日から平成二十七年三月三十一日まで
三　有害植物の種類　プラムポックスウイルス
四　防除の内容
　１　植物防疫官は、プラムポックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物であって、プラムポックスウイルスのまん延を防止するために必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者に対し、当該生植物について植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事の指定する職員）の指示に従った廃棄をすべきことを命ずることができる。
　２　防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物は、植物防疫官が行う検査の結果プラムポックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動することを禁止する。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事の指定する職員）がセイヨウマユミ等の生植物を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

別表

東京都あきる野市秋川、秋留、油平、雨間、牛沼、上代継、切欠、草花、下代継、菅生、瀬戸岡、二宮、野辺、原小宮、平沢、平沢西及び渕上、青梅市、八王子市暁町、石川町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、久保山町、左入町、滝山町、丸山町及び谷野町、西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波及び丹三郎並びに日の出町